

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公表番号】特表2010-537323(P2010-537323A)

【公表日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-048

【出願番号】特願2010-522004(P2010-522004)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 6

G 06 F 17/60 3 3 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0046

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0046】

図4は、前記アドサーバ380によって実行されてよいアドを選択するための処理を示す。前記アドサーバ380は、ステップ405において、或る特定のメンバー用のアドのリクエスト("アドリクエスト")を受信する。該アドリクエストは、或る特定のメンバーに対する提示のために或る広告主からの1または複数のアドを記述するものである。一実施の形態において、前記リクエストは、前記特定のメンバーのユニークなメンバー識別子を含むことによって前記特定のメンバーを特定する。そして、前記アドサーバ380は、ステップ410において、前記アドリクエストデータベース175における各アドリクエスト毎のターゲティング規準(もしこのような基準があれば)を前記メンバーに適用する。図6を参照して以下に詳述するように、アドリクエストは、アドを特定の規準に適合するメンバーにのみアドを送るために1組のターゲティング規準を指定するものであってよい。ターゲティング規準の一例は、18歳と30歳との間の年齢であって、音楽に関心があるメンバーを指定するものであってよい。一実施の形態において、前記ターゲティング規準は、性、年齢、学歴、地理的エリア、雇用タイプまたはメンバープロフィールのその他のデータのようなユーザの様々な人口統計学的なデータを記述する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0053

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0053】

前記アドリクエスト600に記載された入札金額フィールド620は、前記アドが提示されたメンバーがアドにクリックする毎に前記広告主520が支払う報酬の金額を示してよい。代案として、前記入札金額フィールド620は、前記アドが1またはある特定数のメンバーに表示される毎に、前記広告主520が前記ソーシャルネットワーキングウェブサイトオペレータ510に支払うことになる金額を明記してよい。前記データ範囲フィールド625は、前記アドが表示される時間範囲を明記してよく、これにより、前記広告主が複数の異なる時に複数の異なるアドを表示することが可能になる。例えば、広告主は複数の異なるデータ範囲フィールド625を有する多数のアドリクエストを提示してよく、これにより、前記広告主

が一日中、一か月中または他の時間インターバル中における複数の異なる時に複数の異なるアドを表示することが可能になる。従って、前記広告主は複数の異なる時に複数の異なるアドコンテンツ630を表示でき、これにより、広告主は、該広告主に関連したアドにメンバーがアクセスする可能性をより高めるよう、様々なアドまたはプロモーションを表示することができる。さらに、前記アドリクエスト600は前記広告主520がターゲティング規準635を指定することを可能にするものであり、該ターゲティング規準635の使用法についてはアドを生成するための処理のステップ410に関連して上述されている。